

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 10 月 1 日

須賀川市長 橋本 克也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
森宿地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 9 月 28 日（当初作成）
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
個人 31 経営体
法人 2 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
基盤整備の実施により圃場の条件を改善し、担い手に集約を図っていく。
将来的には地区内の担い手で法人を立ち上げ、新須賀川農産ほか 2 法人ほどで地区内の農地を維持していく。